

## 新・富山県ものづくり産業未来戦略会議設置要綱

### (目的)

第1条 第4次産業革命や生産性革命をはじめとする国の産業施策や国際的な技術動向、経済環境の変化等を踏まえ、本県ものづくり産業の更なる飛躍・発展に向け、今後の施策のあり方について、有識者や産業界等の専門的見地から幅広く意見をいただき、新たな本県ものづくり産業未来戦略を策定するため、「新・富山県ものづくり産業未来戦略会議」(以下「未来戦略会議」という。)を設置する。

### (協議事項)

第2条 未来戦略会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1)本県ものづくり産業を取り巻く現状と課題に関すること
- (2)本県ものづくり産業の今後の施策の方向性、将来像に関すること
- (3)具体的な戦略に関すること
- (4)その他未来戦略会議の目的を達成するために必要な事項

### (組織・委員)

第3条 未来戦略会議は、知事が就任を依頼した別表に掲げる委員で構成する。

- 2 未来戦略会議には座長及び副座長を置き、知事が指名する。
- 3 座長は、未来戦略会議を進行する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (運営)

第4条 未来戦略会議は、知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めたるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 委員が欠席する場合、その旨をあらかじめ座長に申し出、当該委員が指名する者を代理人として出席させることができる。

### (庶務)

第5条 未来戦略会議の事務局は、富山県商工労働部商工企画課に置き、未来戦略会議の庶務を処理する。

### (細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、未来戦略会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年7月23日から施行する。